

水資源活用地域共生事業（継続）

【25（16）百万円】

対策のポイント

地域農業の状況変化や他種用水の需要状況等に対応し、農業用水の転用が見込まれる地区を対象として、農業水利施設の構造や利用管理体制を変更するとともに、社会的資産としての農業水利施設の高度利用を図ります。

（農業用水の転用とは）

営農形態の変化や多様な用水の供給に対応した適正な農業水利施設の配水操作を確立し、水管理施設の整備等を実施することで、農業用水の余剰水を創出し、その一部を都市用水や農村地域における営農飲雑用水、畜産用水などの多様な用水に振り替えることをいいます。

政策目標

地域の水資源の有効活用を推進

<内容>

1. 用水転用の調整

農業用水の適正な配水を確保しつつ、余剰水を都市用水等の他種用水に転用するための計画の策定及び各種調整を実施します。

具体的には、水資源有効活用構想の策定、配水操作計画の策定に係る技術的指導、転用水創出の実証活動に係る技術的指導、農業用水を減量しつつ、適正に農業用水を確保するための用水計画の策定に対して助成を行います。

2. 農業用水転用に係る補完整備

末端おおむね5ha以上（ただし、管水路にあっては末端要件なし）の支配面積を有する施設を対象とし、水管理施設等の整備を実施します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県
2. 補助率 1／2
3. 事業実施期間 平成14年度～

【担当】農村振興局水資源課農業用水対策室
草薙・篠崎（03）3502－6200（直）